

令和5年5月31日  
世田谷保健所  
健康推進課

## 妊婦健康診査における超音波検査の費用助成回数の拡充について

### 1 主旨

区は、妊婦健診14回（多胎妊婦は5回追加）、妊婦超音波検査1回まで、都内全区市町村で共通の受診票により、健診費用の一部を助成している。

今般、東京都は、妊婦健康診査支援事業を新設し、妊婦超音波検査の費用助成について、厚生労働省告示（妊婦に対する健康診査についての望ましい基準 平成27年3月31日厚生労働省告示第226号）の望ましい検査回数4回を満たせるよう、区市町村を支援するとした。この仕組みを活用し、区として、妊婦健診における超音波検査の費用助成回数を、現行1回から4回へ拡充する。

### 2 東京都妊婦健康診査支援事業の概要

(1) 対象者 令和5年4月以降、妊娠届を提出した妊婦

(2) 対象回数

検査回数4回のうち、1回目は補助対象外、2～4回目（3回分）が補助対象。

(3) 区市町村補助 10/10

(4) 事業スキーム

現状の妊婦健診と同様の仕組みとし、受診票を対象者に配布し、受診後に医療機関から区市町村に請求する方法を想定。

### 3 実施内容

(1) 対象 令和5年4月以降、妊娠届を提出した妊婦

(2) 検査回数、助成額

検査回数 1回の妊娠につき、4回まで

助成額 1回の検査につき 5,300円まで

(3) 事業スキーム

- ・東京都妊婦健康診査支援事業のスキームで実施
- ・里帰り等により都外医療機関等で受けた場合は償還払いで対応

(4) 受診票の配付方法

- ・事業開始以降に妊娠届を提出した妊婦には、妊娠届出時に受診票4枚配付する。
- ・事業開始以前に妊娠届を提出した妊婦には、妊娠届出時に受診票1枚配付済みであるため、追加受診票3枚を郵送する。

### 4 概算経費

115,251千円

（東京都妊婦健康診査支援事業交付金（新設） 補助率 10/10）

※補正予算で対応予定

## 5 周知方法

- ・公式ツイッター、区ホームページ、区公式LINE、区のおしらせ（8月1日号）
- ・ネウボラ面接、両親学級、乳幼児健診等の機会を活用。
- ・令和5年4月から事業開始前まで妊娠届を提出した方全員に案内通知を発送。

## 6 今後のスケジュール（予定）

- 令和5年6月 第2回定例会にて補正予算案を提案予定
- 7月 関係所管へ事業説明  
区民周知開始
- 8月 事業開始